

株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価方法書に対する審査会意見(案)

審査会意見(案)	審査会 (1回目)	滋賀県 関係課
<p>株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。</p>		
<p>1 全般的事項 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>		
<p>計画建築物の建物構造や設置する設備の詳細など、事業計画を可能な限り具体化し、対象事業実施区域周辺の自然的状況および社会的状況を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。</p> <p>また、本事業が高層建築物の新築事業であることを踏まえ、計画建築物に鳥類が衝突(バードストライク)する可能性があることから、事業計画の具体化に際しては、景色の映り込み対策やひさしの設置など、バードストライク対策に万全を期すとともに、その対策の結果を今後の図書において記載すること。</p>	1、2、 4、7、 8、9	1、2
<p>環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、調査、予測および評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、環境影響評価準備書においてその理由を明確に示すこと。</p>		
<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>		
<p>2 個別的事項 (1)騒音・振動 対象事業実施区域の周辺には中高層住居が立地していることから、調査・予測地点の選定に当たっては、地表付近だけではなく、高さ方向の影響についても考慮すること。</p>	6	
<p>(2)水環境・動物 工事の実施に伴い発生する地下水は河川への放流が検討されている。放流先河川の下流域は守山市によりホテルの保護区域として定められているため、流量の変化や濁りの影響については、ホテルの生息にも配慮し、予測および評価を行うこと。</p>	5	
<p>(3)景観 計画段階環境配慮書に対する知事意見を踏まえ、三上山に対する眺望への影響に関する評価が方法書において適切に修正され、この評価に基づいた調査地点などが追加されているものと考えられる。こうした対応は、守山市景観計画の景観形成の基本理念を踏まえたものであるが、方法書において関係する記述が記載されていないため、今後の図書において適切に記載すること。</p>	3	
<p>(4)温室効果ガス等・廃棄物等 温室効果ガス等については、本事業による環境負荷が小さいことを理由に環境影響評価の項目として選定されていない。しかし、近年の環境影響評価の動向を踏まえると、環境影響評価は必ずしも環境に対してマイナス面の影響のみを評価するものではなく、今後はプラス面の影響についても評価していくことが望ましい。</p> <p>方法書において事業者が方針として掲げている「環境に配慮した建物を目指す」という点は高く評価できる内容であることから、項目選定を行ったうえで、一般的な環境性能を有している建築物との比較を行うなど、本事業によるプラス面の影響についても予測および評価を行うこと。</p> <p>また、廃棄物等についても、本事業によるプラス面の影響を含め、予測および評価を検討すること。</p>	10	